

地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定に関するFAQ

質問事項	回答内容
ISO14001 を認証取得済みですが、新たに実行計画を策定することが必要ですか。	ISO14001 が地球温暖化対策推進法で義務づけられている実行計画そのものとはなりません。取得済みの ISO14001 の内容をベースに実行計画を策定して下さい。
これから実行計画を策定する場合、対象期間はどのように設定すれば良いですか。	マニュアルでは「5ヶ年計画」としていますが、具体的な年次指定はありません。これから策定であれば、京都議定書目標達成計画との整合を踏まえて「2008～2012年」というのも一案と思われます。
複数施設を有する場合、まずは庁舎のみを対象に策定し、順次拡大するという方法でも良いですか。	まずは策定することが重要ですので、スケジュールを定めて段階的に対象とする事務・事業を拡大する方法でも構いません。その場合、実行計画の基本的事項計画に記載すべき対象範囲に、当該内容を明記して下さい。
対象とする事務・事業の範囲に変更が生じた場合はどうすれば良いですか。	対象施設等に変更があった場合は、変更を踏まえた排出量と、経年での評価が可能な範囲の排出量の2種類把握することを推奨します。
必要性・安全性の観点から削減対策が困難な箇所は対象外として良いですか。	排出量の算定対象は、地方公共団体の事務及び事業全般と定められているため、その規定に従う必要があります。一方で、削減対策は全ての施設に対して実施する必要は必ずしもなく、可能な範囲で構いません。
ごみ焼却を一部事務組合や他の自治体に委託していますが、排出量をどう計算すれば良いですか。	職員が業務に直接従事せず、他に処理を委託している場合は算定対象外となります。ただし、廃棄物等の収集・運搬に直接従事している場合、その分の燃料使用量は対象範囲となります。
指定管理者制度の施設は実行計画の対象から除外して良いですか。	職員が業務に直接従事しないため、規定上は対象外となります。ただし、地方公共団体からの指示、啓発等の手段により省エネやCO2削減に向けた努力を促すことができる場合は、実行計画の対象に加えることも可能と考えられます。
削減目標は6%とすべきですか。	削減目標は6%に準拠する必要はありません。目標設定には2つの手順があり、目標値を設定した上で施策を検討する場合と、可能な施策を積み上げて目標値を設定する場合があります。目標設定の手順も含めて検討して下さい。
各種係数の変更に伴い、計画を見直す必要がありますか。	計画を一から作り直す必要はありませんが、排出量は、最新の係数を反映したものと、経年比較用に変更しないものと、2種類把握することを推奨します。
総排出量算定支援システムの電気の係数は毎年変更されますか。	今のシステムには、施行令で定められている排出係数が使われています。施行令の係数が変更されない限りは、システム上の変更はありません。